

[例会報告]

2007年度第1回 JAMS 関西例会報告

信田 敏宏・多和田 裕司・河野 元子

2008年1月26日、今年度としては最初の JAMS 関西例会が大阪の国立民族学博物館にて開かれました。報告者は、大阪市立大学の多和田裕司先生と京都大学大学院生の河野元子さん、出席者は、加藤剛先生（龍谷大学）、福島康博さん（桜美林大学）、小野林太郎さん（地球研／民博）、市川哲さん（民博）でした。

多和田先生の発表は、ご著書出版以降の新しい研究の方向性を示すもので、イスラーム的価値と市民社会的価値が「競合」する現代マレーシアにおいて、イスラームがどこに向かおうとしているのかを、各州の関連条例の微細な分析から見定めようとする試みであったかと思えます。質疑応答では、個々の条例の変遷や離婚をめぐる法制度との関連など、多岐にわたって、細かい質問がなされました。また、イスラーム関連条例の立案者とは誰か、あるいは立案のポリティクスとはどのようなものなのかについても活発な議論がなされました。

河野さんの発表は、執筆中の博士論文の一部についてのものでしたが、河野さんの研究の立ち位置に関する「決意表明」など、河野さんの今後の研究を予見させるものでした。報告の内容は、政治家のプロフィールや言説の分析を通して、PAS がウラマー体制に転換する時代のトレンガヌ地方政治を丹念に検証する試みであったかと思えます。質疑応答では、政治史（歴史）と地域研究をつなぐ河野さんの研究の位置取りをめぐる、賛否両論の意見が出されました。また、トレンガヌの事例が、果たしてどこまでマレーシア全体の政治研究にインパクトを与えることができるのかなど、厳しい意見も示されました。

このように、少人数の研究会ではありましたが、その分、内容の細かな点にまで踏み込んだ質問や、研究の本質に迫る議論など、いつも以上に突っ込んだ討議がなされました。博士論文口頭試問を彷彿とさせる内容の濃い議論もあり、発表者ばかりでなく、参加者全員にとっても、興味深い内容の研究会になったのではないかと思います。極寒の折、遠路はるばる民博までお越し下さった参加者の皆さんには、大変感謝しています。また、お忙しい中、会場の準備等を手伝って下さった小野さんと市川さんに御礼申し上げます。

以下、発表者の報告要旨を掲載いたします。（信田敏宏）

競合するイスラーム
—マレーシアにおけるイスラームの制度化をめぐる—
多和田 裕司

本発表では、主としてムスリムの多妻婚に焦点をあてながら、現代マレーシアにおけるイスラームの制度化について取り上げる。ムスリムの実践とはイスラーム教義のたんなる具体化ではなく、さまざまな制度（「世俗」法、行政制度など）を通してはじめて実現され

る。制度化が現代社会においてなされるものである以上、制度化の過程にあつてはいわゆる「現代的」「市民的」価値とイスラーム教義との「整合」の問題がつねに存在する。どのような形での「整合」を求めるか、その違いがたがいに競合する多様なイスラームを生み出すことになる。

マレーシアのイスラームでは「整合」のあり方を次の三つの立場にわけることができる。第一にイスラーム教義を絶対視するもの、第二に「現代的」価値を絶対視するもの、第三に状況的、現実的対応をはかるものである。たとえばイスラームにおける棄教を例にとると、第一の立場は棄教者に死を求め（たとえば **Enakmen Kesalahan Jenayah Syariah (Hudud dan Qisas) Terengganu 1423H/2002M**）、第二の立場は宗教の自由を理由に棄教を容認する（たとえば **Enakmen Pentadbiran Agama Islam (Negeri Sembilan) 2003**）（もちろんムスリムであるかぎりこの立場もイスラームそのものを否定するのではなく「現代的」価値もイスラーム教義に内包されていると主張されることが多い）。これにたいして第三の立場は、棄教者にたいして処罰は科すが極刑は求めないという各州の条例や、マレー系とイスラームとの法的結びつきを理由に棄教を否定する裁判判決などに見ることができ

る。イスラームの多妻婚も教義と「現代的」価値の「整合」が模索される制度である。マレーシアにおいて多妻婚が制度化される過程には、実態はどうであれ一夫多妻を認めるイスラームの教義と、一夫一妻を「正しい」婚姻の姿とする「現代的」価値との「整合」の問題が凝縮されている。

イスラームは、コーランの章句にもとづき、妻たちを公平に扱うことを条件に最大四人までの妻帯を認めている（多妻婚を認めないコーラン解釈も少数ながら存在する）。ただし現実に多妻婚が制度化されるさいには、たとえば「公平さ」にかんする解釈の違いによってさまざまな多妻婚規定や手続きが存在しうる。公平さを強調する度合いによって多妻婚を法的に実行する難易が異なってくるし、妻の公平な取り扱いを夫個人の良心に委ね、公平さが損なわれた場合事後的に公的機関が関与するのか、あるいははじめから公的機関が公正さを担保するのかといった点からも、制度上の手続きは異なるものとなる。多妻婚の制度化とは、これらさまざまな要素の組み合わせのなかで、しかもその時々強調点を変えながらなされてきたものなのである。

マレーシアでは、多妻婚を含むムスリムの婚姻や離婚などの手続きは、各州が定める「イスラーム家族法条例」において規定されている。家族法条例が制定される以前、この条例が取り扱うべき領域は「イスラーム法施行条例」などのなかに組み込まれていた。しかしながら施行条例にあつては、ムスリムの婚姻や離婚についてはたんに「イスラーム教義にしたがう」程度の文言があるのみであり、具体的な手続き規定はまったく存在しなかった。1980年代からの家族法条例の制定は、各州の手続きを統一化するとともに、イスラーム教義による手続きをより具体的に成文化することを目指すものでもあった。

各州における家族法条例は、多妻婚については、それを容認しつつ、しかし制限をくわえるという姿勢をとっている。連邦政府の管轄下におかれ、当初は各州家族法条例のモデル案としても構想された連邦直轄領 (**Wilayah-Wilayah Persekutuan**) の『イスラーム家族法 (連邦直轄領) (1984年)』に見る多妻婚規定は次のようなものである。まず、すでに

婚姻状態にある男性は、シャリーア裁判所（以下、裁判所と記述する。州によってはシャリーア裁判所裁判官との規定）の文書による事前許可を受けた場合をのぞいて他の女性と婚姻契約をすることはできない（23条(1)）。また、そのような許可のない婚姻を登録することもできない（同）。多妻婚への許可を裁判所から得るためには、当該男性は、以下の事項についての宣告を添えて裁判所に申請しなければならない。すなわち、申請された婚姻が適正かつ必要であると判断される理由、申請者の現在の収入、申請者の金銭的義務と債務にかんする事項、申請された婚姻の結果生じる者を含む申請者が扶養しなければならない者の数、申請された婚姻にたいして現在の妻ないし妻たちの同意あるいは見解が得られているか否か、についての各事項である（23条(3)）。一方多妻婚となる婚姻の申請を受けた裁判所は申請者ならびに現在の妻（妻たち）から事情聴取し、申請された婚姻が適正かつ必要であるものであり、申請者が扶養すべき者すべてを扶養する資力を有し、イスラーム教義が求める妻たちへの対等な扱いが可能で、かつイスラームがいうところの「イスラーム法的加害（*darar syarie*）」とならないと判断したときにはじめて、当該婚姻にたいする許可を与えることができる（23条(4)）。この法制定によって、多妻婚についてイスラーム教義が求める妻たちの公平な取り扱いやそれを確かなものとする資力の有無が、当該男性の自己判断ではなく、裁判所という公的機関を通して判定されることになった。また現在の妻（妻たち）の意志が決定に反映されることで、彼女たちが夫の多妻婚によって被るかもしれない精神的、物質的不利益を回避する途が開かれたのであった。

1980年代後半から1990年代にかけて、社会全体のイスラーム化の動きのなかで多妻婚への条件を緩和するような方向での条例改正の動きが示されるようになってきた。具体的には、当初の条文では裁判所の許可のない婚姻は婚姻登録できないという形で婚姻そのものを認めないとしていた部分が、罰則（1000リングット以下の罰金、または6ヶ月以内の禁錮、あるいはその両方と規定する州が多いが、現実には300リングット以下の罰金のみ科せられる場合がほとんどであるとの指摘もある）を受けはするが婚姻登録はできる（つまり婚姻として法的に成立する）という旨のものに各州において次々と改正されたのであった。

さらに2000年代にはいと、依然として各州で異なる家族法条例を統一化するため、連邦政府の手によりさらなるモデル案が準備された。このモデル案のなかでとくに議論を呼んだのが、多妻婚の条文に付け加えられた次の条項であった。すでに制定されたスランゴール州の条例から引用してみよう。

本条例のもとで婚姻を許可した、あるいは婚姻登録を命じた裁判所は、婚姻の両当事者のいずれか一方の申請により、次の権限を有する。

- (a) 夫にたいして既存の妻あるいは妻たちの扶養を求めること、あるいは、
- (b) 婚姻期間中共同努力によって獲得された資産の両当事者間での分割、あるいは資産の売却およびその売却益の分割を、命じること。（2003年23条(10)）。

この条文は、多妻婚がなされたさいにしばしば不利益を被ることのあった既存の妻（妻たち）の権利保護という観点から付けくわえられた。つまり、多妻婚後も夫からの既存の

妻（妻たち）にたいする扶養を確かなものとし、あるいは夫にその能力や意思がない場合妻（妻たち）の側に現在の資産が確保されることが意図されていた。モデル案は各州において順次条例化され、2005年末時点において上記スランゴール州を含め9州で統一化が達成されている。しかしモデル案を準備した連邦直轄領においてははいまだ（2006年末時点）施行されるにいたってはいない。連邦直轄領での施行を企図して、モデル案は、2005年にデーワン・ラヤット（連邦下院）、デーワン・ネガラ（連邦上院）において草案が可決されたものの、イスラーム系女性団体などからの反発により、官報告示が中止されたのである。

イスラーム系女性団体が反対した理由はおおよそ次のような点であった。すなわち、新条例案文にしたがえば、夫側から婚姻中の共同財産の分割を求めることも可能となり、たとえば多妻婚を希望する夫が一方的に現在妻子が居住している自宅の売却などを求める「危険性」が生じること。また本来イスラーム教義上夫が取り戻すことができないとされている妻への金銭を含めた贈り物も、共同財産として分割されうること。さらに、夫が妻を扶養することはそもそもイスラーム教義上の義務なのであるから、条文のように(a)または(b)とわけることは、妻側に扶養と資産分割のいずれかを選ばせることになり、イスラーム教義上からも不当であることなどである。いくつかの女性団体によって「単婚：私の選択」と題されたキャンペーンも開始された。

しかし、多妻婚を制限しようとする動きにたいしては、ただちに強い異議も投げかけられた。各州のムフティやウラマーなどが、このようなキャンペーンはムスリムの信仰（akidah）を危険に陥れるものであるとの非難を繰り返した。さらにイスラーム系女性団体のすべてが多妻婚にたいする制限を求めていたわけではなく、有力イスラーム系女性団体のなかには、逆に、「単婚選択」の主張をイスラーム教義を否定するものとして批判するものもあった。

マレーシアにおける多妻婚は、市民的価値に反するものとしてのイスラーム的価値の制度化という単純なとらえかたでは理解できない。イスラーム的価値を絶対視する者にとっては、多妻婚を現実の法として制度化しようとするさいに投げかけられる「男女の平等」や「女性の権利」という観点からの問いによって、イスラーム的価値が相対化されざるをえない。一方市民的価値を絶対視する者にとっては、自らもまたムスリムであるという事実によって、現代世界において普遍的なものとして主張されることの多い価値にたいして相対的に向き合わざるをえない。現代世界におけるイスラームの制度化とは、イスラーム的価値と市民的価値のそれぞれが相対化されながら現実化されるという複雑な過程のなかで形づくられるのであり、ふたつの価値の「整合」はまさにこの過程のなかで生じているのである。

（発表者付記）

当日の研究会では関西例会ご担当の信田会員に大変お世話になりました。信田会員をはじめ研究会で貴重なご質問、コメントを頂いた皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。本発表に関連して下記の拙論もご参照頂ければ幸いです。

多和田裕司（印刷中）「現代マレーシアにおける多妻婚の「制度化」—イスラームと市民的価値の間で」『人文研究（大阪市立大学大学院文学研究科紀要）』第59巻

（多和田裕司）

新しい地方政治エリートの台頭
— トレンガヌにおけるイスラーム復興とイスラーム政党 PAS 1973-1987 —
河野 元子

マレーシアでは、政府が開発の推進とイスラーム化の促進により先進国をめざす一方で、社会においては利益再配分に対する不満や異なるイスラームの競合が高まる中、マレー系与党UMNOを中心とする与党国民戦線BNの長期政権に緊張感が生まれている。1999年総選挙におけるBNの苦戦は、アジア通貨危機、アヌワール事件という一過性の事件だけに因るのではなく、開発とイスラーム化という長期的な変化に起因すると考える。マレー人地方社会は、その変化にどのように対応してきたのか。その解明のために、報告者は開発とイスラーム化の波の先端部分ともいえるマレー半島東海岸トレンガヌ州を対象として研究をすすめている。本報告は、国家主導の開発体制の進展およびイスラーム復興が、イスラーム政党PASにどのような影響を与えたのか、具体的には、73年のBNへの参加、77年のBN離脱で失速した野党PASが、いかなる言説を構築し、組織化を図り、政治的に台頭してきたのかを分析する試みである。

トレンガヌ州を含むマレー半島北部四州は、マレー人が多い低開発地域で、生業がおもに農漁業であること、PASの勢力が強いことなど共通点を多くもつ。トレンガヌも伝統的に農漁業ベースの経済であったが、1974年より海底油田が発掘され、同州の政治経済は大きく変化した。国家による公共事業政策の展開は、トレンガヌにおいてもマレー人中産階級を誕生させる一方で、オイル・ロイヤリティによる歳入増大に伴って、UMNO州政府は、道路や公共施設などインフラの整備を進める一方で、UMNO議員への過大な権益付与、広大なゴルフ場建設などを行った。住民の間では、相対的な格差感が徐々に広がっていき、引いては州政府に対する不安と不満が醸成されていたことが観察される。

このようなトレンガヌ社会に登場したのが、現在のPAS中央執行部総裁ハディ・アワンであった。トレンガヌ州マラン出身のハディ・アワンは、69年から中東に学び、76年にアズハル大学で法学修士を取得して、同年トレンガヌに戻ってきた。翌年77年よりトレンガヌイスラーム協会に勤務する傍ら、マレーシア・イスラーム青年運動隊ABIMのトレンガヌ議長、そして政党PASにおける政治活動をはじめた。ハディ・アワンの深いイスラーム知識と優れた演説能力に基づいた説教は、彼の住む村のモスクに州内外から多くの聴衆を集める一方で、カセット・テープに録音されてマレーシア国内ばかりでなく海外にまで広がっていき、彼をPASのイデオログとして一躍有名にしていった。ハディ・アワンのイデオロギーの源泉には、不信仰の体制に対する反発つまり「世俗主義」の否定があり、シャリーアに基づく「イスラーム国家」樹立という強いイスラーム主義があった。このイスラーム主義こそが、82年のPAS中央執行部世代交代に伴って代わった新興グループであるウラマー達の主張の中心であり、それまでの旧世代グループによるマレー民族主義は後退することになった。

ハディ・アワンというカリスマ的リーダーを得たトレンガヌPASでは、新世代による党の組織化が図られた。ハディ・アワンはじめとした3人のウラマーと、2人のプロフェッ

ョナル（政治経験がある元中学校教師、法律家）の5人が中心人物であった。新世代の特色は、旧世代の地元マレー学校出身のイスラーム学校教師に対して、イスラーム高等教育を受けたウラマー達と西洋高等教育を受けたプロフェッショナルという混合グループであること、混合ゆえにイスラーム化を求める一方で経済的向上を願う住民のニーズに対して方策を提案できたこと、彼らの一致点が「世俗主義」反対であり反体制（anti-UMNO）であったことである。

BN離脱後の78年選挙では、PASの支持率は低下し、下院議員また州議会議員ともにすべての議席を失っていた。その中で迎えたのが82年の総選挙であった。78年の選挙に立候補して敗れたハディ・アワン等は、イスラーム復興運動とオイル・ロイヤリティを背景とした選挙戦略で大衆動員を展開した。前者では、イスラーム化を求める住民のニーズに対して、ウラマーが説教をモスクやスラウまた家々で行い、PASの主張を訴えた。後者については、オイル・ロイヤリティを使って公正な開発をすることを、ハディ・アワンやプロフェッショナルの人々がモスクなどで説いて回った。経済発展、貧困救済、高等教育普及にわたる、82年選挙のトレンガヌPASマニフェストからは、彼らの現状への不満と改革意識が読み取れる。PASの活動が、UMNOの脅威となる活発なものであったことは、UMNO州政府によるモスクや村々での説教の制限や伝統的村落リーダーの取り込みからわかる。

選挙の結果は、下院議員の議席7すべてをUMNOが確保したが、州議会議員では、UMNO23、PAS5で中心人物5人全員が当選し、PASは前回のドン底から抜け出した。ここで注目したいのが、当選した5人の選挙区（小選挙区のため当選枠は各地域1）が州都クアラ・トレンガヌ周辺に集まっていることである。トレンガヌでは、もともと農村など貧困地帯の代弁者として伝統的イスラーム学校教師がPASを率いる形で現れ、貧困層が多かったゆえに支持基盤を維持し拡大させてもいった。しかしながら、82年の選挙結果からも明らかのように、その支持層の中心は州都近郊へと移っていった。これは、開発体制にともなう公共事業など都市部の発達、中高等教育を受けた中産階級の台頭、イスラーム復興運動の影響を受けての改革意識が起きてきて、クアラ・ルンプール同様トレンガヌにおいてもPASが都市部（州都近郊）の代弁者の性格を併せ持つようになったと指摘できよう。農村地域のPAS離れには、政府や公社による補助などが背景にあると考えられるが、住民の投票行動は、階級差、地域差またイスラームとの関わりから、慎重な検討が必要であろう。

本報告では、99年政変（トレンガヌPAS政権樹立）の基盤となる、ウラマー体制指導によるPASの起源を跡づけ、その背景に、開発による相対的格差の兆候と、イスラーム復興高揚期における中産階級の出現があったことを指摘した。（河野元子）